給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１号

三重県度会郡度会町大野木2641番地５
再生債務者　福井　勇人
1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成23年１月28日付け変更再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月１日まで
平成23年２月８日　　津地方裁判所伊勢支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号

愛媛県宇和島市泉町１丁目１番30号
再生債務者　渡邊　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月７日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（再ロ）第１３号

熊本県宇土市走潟町189番地
再生債務者　斎藤　　堅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月９日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再ロ）第１号

大分県豊後大野市三重町赤嶺1186番地180
再生債務者　上田　真路
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月８日
大分地方裁判所竹田支部再生係

平成２２年（再ロ）第７号

青森市大字筒井字八ツ橋1378番地29
再生債務者　春山　勝良
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月９日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第２７号

堺市中区深井北町3468番地
再生債務者　水本　　朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月８日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１１号

兵庫県伊丹市伊丹４丁目５番30―303号
再生債務者　上原　純也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月８日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再ロ）第１６号

札幌市手稲区前田８条８丁目12番11号
再生債務者　小竹　告治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第７号

北海道旭川市東光16条９丁目２番８号
再生債務者　太田　　憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月９日　　旭川地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 23 年２月 18 日　　長崎県教育委員会
1　氏名　井原　俊也　本籍地　長崎県
⑴　中学校教諭１種免許状（外国語（英語））
免許状の番号　昭62中一第21026号
授与年月日　昭和62年３月31日
授与権者　東京都教育委員会
⑵　高等学校教諭１種免許状（外国語（英語））
免許状の番号　昭62高一第22250号
授与年月日　昭和62年３月31日
授与権者　東京都教育委員会
2　失効年月日　平成23年１月14日

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月十四日
掲載頁　一〇七頁（号外第一四八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月五日
掲載頁　一四九頁（号外第一四一号）
平成二十三年二月十八日
札幌市中央区北三条西一丁目二番地
（甲）北海道エア・ウォーター株式会社
代表取締役　藤田　　昭
北海道白老郡白老町字北吉原一三六番地一
（乙）ハローガス白老株式会社
代表取締役　村松　寛明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年四月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月三十日
掲載頁　一八一頁（号外第一六〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十九日
掲載頁　一三九頁（号外第一五九号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十九日
掲載頁　一四〇頁（号外第一五九号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十九日
掲載頁　一四〇頁（号外第一五九号）
（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十九日
掲載頁　一四八頁（号外第一五九号）
（己）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月三十日
掲載頁　一八一頁（号外第一六〇号）
（庚）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月三十日
掲載頁　一八一頁（号外第一六〇号）
（辛）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十九日
掲載頁　一四九頁（号外第一五九号）
平成二十三年二月十八日
北海道久遠郡せたな町瀬棚区南川八五番地
一　（甲）株式会社グリーンパワー瀬棚
代表取締役　吉村　　豊
北海道苫前郡苫前町字上平一四番地
（乙）株式会社ドリーム アップ苫前
代表取締役　三保谷　明
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第二〇地割一八番地四
（丙）株式会社グリーンパワーくずまき
代表取締役　三保谷　明
東京都中央区銀座六丁目一五番一号
（丁）株式会社ジェイウイン ド東京
代表取締役　吉村　　豊
愛知県田原市緑が浜二号二番地四二
（戊）株式会社ジェイウインド田原
代表取締役　三保谷　明
福島県郡山市湖南町赤津字赤津道四六七番地二
（己）株式会社グリーンパワー郡山布引
代表取締役　三保谷　明
北海道島牧郡島牧村字本目三二七番地
（庚）はまなす風力発電株式会社
代表取締役　吉村　　豊
山口県長門市油谷新別別府九三四番地の四
（辛）ゆやウィンド・パワー株式会社
代表取締役　飯沢　雅人